

公益財団法人福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡県スポーツ振興センター（以下、「センター」という。）が管理するホームページの広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における広告とは文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する枠数は1ページ8枠までとし、次の掲載位置に複数表示できるものとする。

- (1) ふくおかスポネット トップページ下部
- (2) 福岡県立スポーツ科学情報センター 施設案内ページ
- (3) 福岡県立総合射撃場 施設案内ページ

(広告主)

第4条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告の基準)

第5条 センターホームページに掲載する広告は、センターホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないとセンターが認めるもの

(広告の種類)

第6条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	形 式	データ容量
縦 60 ピクセル 横 220 ピクセル	GIF 又は JPEG (アニメーション使用可、透過 GIF 不可)	20KB 以下

(広告の禁止表現)

第8条 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- (3) 閲覧者がセンターに関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例) 「職員採用情報」等の表現の掲載など
- (4) その他広告の表現として適当でないとセンターが認めるもの

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲載の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲載期間とすることができる。

(広告掲載の募集方法)

第10条 広告は、センターホームページなどの広報媒体を活用して公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告の掲載を希望する者は、「(公財)福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載申込書(様式第1号)」により、同一ページ内一枠を限度としてセンター所長に広告の掲載を申し込むものとする。その際、センターは必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第12条 センター所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、第5条から第8条までの規定に基づく審査並びに次の各号による順位付けを経て、広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のものがあるときは、リンク先のホームページにおいて提供される情報が公共性、公益性の高いものを優先し、次に、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。

- (1) 公益団体又は公共性の高い企業で県内に事業所等を有するもの
 - (2) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業で県内に事業所等を有するもの
 - (3) その他企業又は自営業等
- 2 第3条の規定で定める枠数を超過して広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

- 3 センター所長は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、「(公財)福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)」により、その旨当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を第7条の規定に基づき作成し、原則として広告の掲載を開始する月の初日から起算して10日前の日まででセンターが指定した日までに、センターが指定した場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 センターは、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条から第8条までの規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第14条 センターは、掲載の決定後、広告主に、次に定める広告掲載料を請求するものとする。

1 枠当たり：月額6,000円(税別)

- 2 広告主は、申請した掲載期間の広告掲載料をセンターが指定する日までに、一括前納するものとする。ただし、センター所長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の時期)

第15条 センターは、第13条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告の掲載を開始する月の初日の0時に掲載するものとする。

- 2 センターは、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告の掲載を終了する月の末日の24時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第13条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) 広告主が、第4条各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) 第5条から第8条までの規定に反すると判断したとき。

- 2 センターは、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、掲載を取り下げることとする月の前月の末日の10日前までに、書面によりセンター所長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の減額)

第18条 センターは、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかつ

たときは、掲載しなかった日数に応じて、第14条第1項の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月につき1日未満の場合は、減額しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、センターがホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を減額しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月につき2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告の変更)

第19条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、センターにあらかじめ協議するものとし、第13条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、「(公財)福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載変更届(様式第3号)」を提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第13条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、センターにあらかじめ協議するものとし、変更しようとする日から起算して5日前までに「(公財)福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載変更届(様式第3号)」を提出するものとする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第22条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第23条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、福岡地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター 会長あて

所在地

団体名

代表者名

印

(公財) 福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載申込書

公益財団法人福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載要綱第11条の規定に基づき、下記のとおりホームページへの広告掲載を申し込みます。

記

1 連絡先 電話 _____
FAX _____
E-mail _____
担当者氏名 _____

2 広告掲載のホームページ <http://www.sponet.pref.fukuoka.jp/>

3 リンク先のホームページアドレス http://_____

4 バナー広告の内容 添付の広告原稿のとおり
 広告原稿未添付の場合はその内容
(内容)

5 広告原稿の提出方法 CD 等磁気媒体
 E-mail 送信

6 掲載希望期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで か月間

7 添付書類

(1) 事業所の概要及び事業内容等が分かるパンフレット等の資料。

ただし、サイトに記載がある場合は省略可 (URL) http://_____

(2) バナー広告図案のカラープリント

(様式第3号)

平成 年 月 日

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター 会長あて

所在地

団体名

代表者名

印

(公財) 福岡県スポーツ振興センターホームページ広告掲載変更届

このことについて、次のとおり変更がありますのでホームページ広告掲載要綱に基づき届け出ます。

記

1 連絡先 電 話 _____
F A X _____
E-mail _____
担当者氏名 _____

2 変更希望日 平成 年 月 日

3 変更項目

広告の内容変更

リンク先ホームページアドレスの変更

(URL) http:// _____

その他

()

4 変更理由

5 広告原稿の提出方法 CD 等磁気媒体

E-mail 送信